

第一号様式（第2条、第19条の2、第20条、第22条、第23条の3、第42条の2関係）（平12運令30・全改、平28国交令87・一部改正）

使用船舶明細書

船名					
船舶の種類					
船質					
進水年月					
船舶所有者					
総トン数					
貨物積載容積					
自動車航送に係る自動車積載面積					
旅客定員					
主機の種類					
連続最大出力					
航海速度					

- (注) 1 予備船の船名は、括弧書きとすること。
- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。